

社会福祉法人 新島はまゆう会
特別養護老人ホーム〔ユニット型〕 サービス利用料

令和3年8月1日現在

〔単位：円〕

1.介護保険給付サービス(介護保険法の定める利用料)

①基本サービス利用料

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分 (1割負担分)	ユニット型老人ホーム (ユニット型)	661	730	803	874	942

②その他加算される法定利用料

加算される名称・内容		自己負担額(1割負担分)
		ユニット型
初回加算	入所日より30日に限り加算	30
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に基づき訓練を行った場合加算	12
サービス提供体制強化加算	介護職員、常勤職員の割合による加算	6
看護体制加算	常勤看護師の配置による加算	12
入院・外泊時加算	入院・外泊した場合、6日間を限度として加算	246
介護職員処遇改善加算	定量的要件を満たし場合加算	上記①②総単位数の6%

2.介護保険給付外サービス利用料

(1)居住費・食費

サービス内容		利用者負担限度段階				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(基準)
居住費	〔ユニット型〕	820	820	1,310	1,310	2,006
食費	1日当たりの自己負担額	300	390	650	1,360	1,445

(2)理髪 実費 (1回 2,000円)

(3)金銭管理費 1日当たり 30円

(4)電気料 1日当たり家電1台につき 20円(テレビ・冷蔵庫)

(5)その他、上記以外に物品が必要となった場合は、実費負担

【参考】 1ヶ月(30日)の利用料(初回月) (〔個室〕 第2・第3・第4段階の場合の概算)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス利用料		661	730	803	874	942
加算分		60	60	60	60	60
処遇改善		41	45	49	53	57
居住費	第2段階の場合	820	820	820	820	820
	第3段階の場合	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	第4段階の場合	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
食費	第2段階の場合	390	390	390	390	390
	第3段階①の場合	650	650	650	650	650
	第3段階②の場合	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第4段階の場合	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
その他雑費分 (概算)	第2段階の場合	90	90	90	90	90
	第3段階の場合	90	90	90	90	90
	第4段階の場合	90	90	90	90	90
1日の利用料 計	第2段階の場合	2,062	2,135	2,212	2,287	2,359
	第3段階①の場合	2,812	2,885	2,962	3,037	3,109
	第3段階②の場合	3,522	3,595	3,672	3,747	3,819
	第4段階の場合	4,303	4,376	4,453	4,528	4,600
1ヶ月の利用料	第2段階の場合	61,860	64,050	66,360	68,610	70,770
	第3段階①の場合	84,360	86,550	88,860	91,110	93,270
	第3段階②の場合	105,660	107,850	110,160	112,410	114,570
	第4段階の場合	129,090	131,280	133,590	135,840	138,000